平成２８年（フ）第１８１号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目33番６号
コーポナガシマ103
債務者　大井　博幸
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１９０号
神奈川県横須賀市佐原３丁目12番４号
債務者　菊地　謙吾
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０１号
神奈川県横須賀市坂本町４丁目17番地
債務者　結城　里香
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１７６号
富山県中新川郡上市町湯崎野437番地　白萩西部町営住宅６号棟602号
債務者　髙畠　裕介
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８６号
富山県中新川郡立山町前沢2439番地
債務者　青木　澄子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
長野県諏訪市沖田町１丁目139番地３　沖田桜コーポ101、前住所長野県諏訪市大字湖南1532番地３　コーポひまわり201
債務者　中條　恭子（旧姓竹腰）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第５３３号
千葉県松戸市五香西３丁目33番地の１　グランメール201号
債務者　髙橋　　勝
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６１８号
千葉県柏市高田1028番地10　ブロードフォーリスト301号
債務者　衣鳩　達也
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３１号
千葉県野田市花井183番地の２　野田花井県営住宅２棟105号
債務者　尾竹　國義
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３２号
千葉県野田市花井183番地の２　野田花井県営住宅２棟105号
債務者　尾竹　君子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８０号
千葉県流山市駒木531番地の17
債務者　紙谷　邦男
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８９号
千葉県流山市大字上貝塚112番地の７
債務者　白澤　美芽
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９３号
神奈川県横須賀市岩戸３丁目17番７－７号
債務者　奥山　絹代（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１９４号
神奈川県逗子市沼間１丁目18番６号
債務者　早澤　重樹
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市久里浜台２丁目24番23号
債務者　畠山奈緒美
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３８号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目２－15　佐世保愛恵病院、住民票上の住所長崎県佐世保市松山町655番地６
債務者　中島　秀信
法定代理人成年後見人　久重路秀之介
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
大分県日田市大字日高1109番地１
債務者　川野　　薫
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大分地方裁判所日田支部